

「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」及び「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件」の改正の概要

平成19年11月
総合政策局建設業課

1. 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（案）の概要

(1) 評価項目及び基準の見直し

①経営規模

- ・評価項目のうち建設業従事職員数を廃止し、新たに利払前税引前償却前利益の額を評価項目に追加。
- ・完成工事高の上限金額を2000億円から1000億円に引き下げ。

②経営状況

- ・評価項目を現行の12指標から8指標に変更（下記参照）。

現行: 12指標	改正案: 8指標
売上高営業利益率	純支払利息比率
総資本経常利益率	負債回転期間
キャッシュ・フロー対売上高比率	総資本売上総利益率
必要運転資金月商倍率	売上高経常利益率
立替工事高比率	自己資本対固定資産比率
受取勘定月商倍率	自己資本比率
自己資本比率	営業キャッシュフローの額
有利子負債月商倍率	利益剰余金の額
純支払利息比率	
自己資本対固定資産比率	
長期固定適合比率	
付加価値対固定資産比率	

③技術力

- ・新たに元請完工高を評価項目に追加。
- ・審査基準日における技術職員の数審査（2期平均の技術職員の数審査を廃止）。
- ・技術職員の重複カウントを1人当たり2業種までに制限。
- ・技術職員の区分に監理技術者講習受講者及び建設業法施行規則に定める要件を満たす基幹技能者を追加。

④その他審査項目（社会性等）

- ・評価項目のうち、業務災害による死亡者及び負傷者の数並びに賃金不払の件数を廃止。
- ・評価項目のうち、退職一時金制度の導入の有無と企業年金制度導入の有無を統合。
- ・法令遵守の状況として、建設業法による指示又は営業停止を受けたことがあるか否かを評価項目に追加。
- ・監査の受審状況として、会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は経理の実務責任者

による経理処理の適正を確認した旨の書類に自ら署名を付した書類の提出の有無を評価項目に追加。

- ・会計監査人設置会社における研究開発費の額を評価項目に追加。

(2) 新たな企業集団評価制度について

○以下の条件を満たす企業集団に属する建設業者（連結子会社）については、連結財務諸表により経営状況を評価。

○企業集団の要件

- ①親会社が会計監査人設置会社であること
- ②企業集団に含まれる連結子会社は、
 - ・親会社が有価証券報告書提出会社の場合には、実質支配基準
 - ・親会社が有価証券報告書提出会社以外の場合には、親会社が議決権の過半数を有していること
- ③連結子会社である建設業者が次のいずれにも該当するものであること
 - ・連結子会社単独での売上高が企業集団全体の売上高の5%以上を占めていること
 - ・連結子会社単独で審査した場合の経営状況の評点が、企業集団の連結財務諸表を用いて審査した場合の経営状況の評点の三分の二以上であること

2. 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件（案）の概要

確認書類として以下の書類を追加。

- ・税務申告書別表16（1）及び（2）並びに建設業法施行規則別記様式第15号及び16号
- ・有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し又は経理の実務責任者による経理処理の適正を確認した旨の書類に自ら署名を付した書類
- ・建設業法施行規則別記様式第17号の2

3. 今後のスケジュール

平成20年4月1日より施行（予定）